

7. 都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業の財源として課税する目的税であるため、本市では一般会計の歳出において下記のとおり各事業に充当している。

(単位：千円)

	令和6年度 決算額	都市計画税 充当額	事業に対する 充当率
都市計画税（歳入）	612,897		
都市計画事業（歳出）	883,383	612,897	69.4%
7款 土木費	745,749	517,406	69.4%
4項 都市計画費	745,749	517,406	69.4%
6目 公共下水道費	745,749	517,406	69.4%
下水道事業会計繰出金	745,749	517,406	69.4%
10款 公債費	137,634	95,491	69.4%
1項 公債費	137,634	95,491	69.4%
1目 元金	130,824	90,767	69.4%
市債償還元金（都市計画事業分）	130,824	90,767	69.4%
2目 利子	6,810	4,725	69.4%
市債償還利子（都市計画事業分）	6,810	4,725	69.4%

※都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。